

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる
原子力規制委員会の評価結果ならびに対応区分の変更通知の受領について

2026年3月4日
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、「核物質防護秘密の不適切な取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について、2月24日に開催された原子力規制委員会において、安全上の重要度「白」^{※1}、違反の深刻度レベル「SL III」^{※2}と暫定評価され、その通知を同委員会より受領いたしました。

[\(2026年2月24日お知らせ済み\)](#)

当社は通知内容を確認し、2月25日に原子力規制委員会に対して意見は無い旨を回答しました。

[\(2026年2月25日お知らせ済み\)](#)

本日の原子力規制委員会において、本事案について、安全上の重要度「白」、違反の深刻度レベル「SL III」との評価が決定されました。また、これに伴い、原子力規制検査に係る対応区分を「第1区分」から「第2区分」^{※3}に変更することが決定され、追加検査の実施に向けた改善措置活動に対する計画及びその実施結果を2026年4月6日までに報告することを求める旨の通知を受領しました。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止めております。さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組み、同委員会による追加検査等に真摯に対応してまいります。

※1 安全上の重要度「白」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度に応じて、重いものから、「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべきものに適用される

※2 違反の深刻度レベル「SL III」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて、重いものから、「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の順に区分される。深刻度「SL III」は、原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たものに適用される。

※3 対応区分「第1区分」「第2区分」

追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類に応じて、重いものから、「第5区分」「第4区分」「第3区分」「第2区分」「第1区分」の順に区分される。

第2区分：各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態に適用される。

第1区分：各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

以 上